法律の現場から 96

最低賃金のお話

弁護士法人　名古屋北法律事務所
弁護士　白川　秀之

愛知県の最低賃金がいくらかご存知でしょうか。愛知県の最低賃金は現在７８０円（２０１３年10月26日）。最低賃金は労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことが出来るようにする事を目的としています。

昨年最低賃金が改定されて、生活保護との逆転現象が大幅に改善されたと報道されました。ただ、逆転現象が改善されたとしても、最低賃金で月１７３．８時間を、正月も夏休みも祝日もなく働いてようやく生活保護水準を上回るということです。最低賃金でも健康で文化的な生活を営むことが出来るように最低賃金を更に引き上げる必要があると思います。

体力のある企業でも最低賃金でアルバイトを募集していますが、そのような状態を放置するのは社会的に責任を果たしていないと言えます。